

第6次階上町行財政改革実施計画書

令和2年3月
青森県階上町

目 次

SDGs（持続可能な開発目標）との関連	1
1 事務効率の向上	
(1) 適切な組織管理	2
(2) 事務改善の推進	6
(3) 情報システムの最適化	11
2 協働のまちづくりの推進	
(1) 協働の推進	13
3 質が高く安定した行政サービスの提供	
(1) 質の高いサービスの提供	16
(2) 人材育成の推進	22
4 財政健全性の維持	
(1) 健全な財政運営	23
(2) 自主財源の確保	27
(3) 特別会計の健全運営	29

SDGs（持続可能な開発目標）との関連

2015年に国連で採択された、持続可能な開発目標（SDGs）は、2030年に向けて持続可能な世界を実現するために掲げられ、17の目標（ゴール）とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国では、「持続可能で、強靱、そして誰も取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをSDGs実施指針のビジョンとし、あらゆる人々の活躍の推進や健康・長寿の達成など、特に日本が注力すべき8つの優先課題と具体的施策を掲げています。

目標年次を令和2年度（2020年度）から11年度（2029年度）とする第5次階上町総合振興計画では、「SDGsの理念を踏まえた行財政推進」を新たに基本方向に追加し、その施策として「SDGsの視点に立った施策の推進」を掲げていることから、本実施計画においても国が掲げたSDGsの8つの優先課題について、次のとおり行財政改革取組事項（中分類）に関連付けし、取り組むこととしています。

 行財政改革取組事項 （中分類）	SDGsの特に日本が注力すべき8つの優先課題							
	1 の あ ら ゆ る 人 々 の 活 躍	2 健 康 ・ 長 寿 の 達 成	3 イ 域 成 ノ 活 性 市 場 の シ ョ ン 学 科 創 出 、 技 術 地	4 ラ 土 持 の と 整 備 の 高 い イ ン フ	5 策 、 省 ・ 再 生 可 能 な エ ネ ル	6 海 生 物 多 様 性 の 環 境 の 保 全	7 会 平 和 と 安 全 ・ 安 心 社	8 体 制 と 手 段 の 実 施 推 進
1 事務効率の向上								
(1) 適切な組織管理	●	●						●
(2) 事務改善の推進	●		●	●	●		●	●
(3) 情報システムの最適化		●	●				●	●
2 協働のまちづくり								
(1) 協働の推進	●	●	●	●	●	●	●	●
3 質が高く安定した行政サービスの提供								
(1) 質の高いサービスの提供	●	●	●	●	●	●	●	●
(2) 人材育成の推進	●							
4 財政健全性の維持								
(1) 健全な財政運営	●	●	●	●	●		●	●
(2) 自主財源の確保				●		●		●
(3) 特別会計の健全運営		●		●		●		

第6次階上町行財政改革実施計画書

1 事務効率の向上 (1) 適切な組織管理

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
1	(1) ①	継続	組織機構の見直し	これまで適宜組織の見直しを行い、現在は11課22グループとなっているが、行政課題が多様化、複雑化していることから、随時組織機構の見直しを検討する必要がある。	各課で錯綜又は重複している事務の適正化を行い、複雑化する行政課題や新たな住民ニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、組織機構を見直し、効率的な組織体制を構築する。	行政 主体	検討	⇒					—	総務課	庶務G
							実施		⇒						
1	(1) ②	継続	職員数の適正化	行政ニーズの複雑化・多様化、組織体制や個々の事務・事業に要する業務量を考慮し、必要な職員数を定め、適切な定員管理が必要となる。	令和元年(2019年)10月に策定した第5次定員管理計画に基づき、職員数の適正化を推進する。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	庶務G
1	(1) ③	継続	職員給与の適正化	国家公務員準拠の原則を踏まえて、人事院等の勧告に準じた給与制度の見直しを行うとともに、その状況について公表している。	職員の給与等については、これまでも人事院や青森県人事委員会の勧告に準じて改正を行い、適正化に努めてきたが、今後も国家公務員準拠の原則を踏まえて、人事院等の勧告に準じた給与制度の見直しを行うとともに、その状況について公表する。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	庶務G
1	(1) ④	新規	職員諸手当の見直しの検討	住居手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当については、平成17年(2005年)3月に策定された第3次階上町行政改革、18年(2006年)3月に策定された階上町集中改革プランにおいて見直しされ、住居手当は限度額27,000円/月から14,000円/月に減額され、管理職手当は料率制(給料月額12~13%)から定額制(25,000円/月又は30,000円/月)に変更となり、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当は廃止された。	人口減少や少子化などにより新採用職員応募者が減少する中、町外又は県外からの応募者が本町を選択する一つの判断材料となるよう、住居手当の国家公務員準拠を検討する。また、職員の管理職に対する意識と動機付けの向上を図るため、管理職手当及び管理職員特別勤務手当の見直しを検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総務課	庶務G
1	(1) ⑤	新規	会計年度任用職員制度の適正化	従来、一般職の「非常勤」についての法律の整理が明確でなかったものに対して、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により明確化され、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始される。	自治体の「臨時・非常勤職員」の仕組みが大きく変わる会計年度任用職員制度について、適正な運用を図る。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総務課	庶務G

第6次階上町行財政改革実施計画書

1 事務効率の向上 (1) 適切な組織管理

整理番号	新規継続			実施項目	現状・問題点	取組内容	実施形態	取組工程(計画)						新たに必要となる経費	担当課	担当G	
	大	中	小					取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
1	(1)	⑥	継続	職員の接遇向上	接遇マニュアルを策定し、平成29年度(2017年度)にはグランドホテルの支配人を講師として招き、互助会主催の接遇研修会を開催するなど、職員の接遇向上に努めている。	信頼される職場、親しまれる職員となるよう職員の接遇向上を図るため、クレーム対策・トラブル対策を含めた接遇マニュアルの見直しを行い、随時職員研修会を実施する。	行政主体	検討	⇒						—	総務課	庶務G
								実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒				
1	(1)	⑦	新規	多様な人材の活用	人口減少による労働力の供給制約が予想されることに伴い、職員となりうる人材の減少が予想される。	再任用職員、外国人、障がい者等、多様な人材の活用を図る。	行政主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	庶務G	
1	(1)	⑧	新規	時間外勤務の縮減	働き方改革関連法により平成31年(2019年)4月1日から、残業時間の上限規制が設けられ、原則月45時間、年360時間を超えた時間外労働をさせてはならないこととされている。	仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)、メンタルヘルス対策を図るため、毎週水曜日に行っているノー残業デーを徹底するとともに、時間外勤務の実態調査等を行い、時間外勤務の適正化及び縮減を図る。	行政主体	検討	⇒	⇒				—	総務課	庶務G	
								実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒				
1	(1)	⑨	新規	年次有給休暇取得の促進	働き方改革関連法により平成31年(2019年)4月1日から、年10日以上年次有給休暇を付与される労働者については、最低年5日間の有給休暇を取得させることが義務付けられた。	庁内全体として年次有給休暇取得日数の目標を定め、各所属長が課員の取得状況を管理するなど、年次有給休暇取得の促進を図る。	行政主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	庶務G	
1	(1)	⑩	新規	夏季休暇制度運用の見直し	夏季休暇については、申請時に必ず4日連続としているが、職員の中には業務の都合上やむを得ず、分割して取得している者もいる。	現在原則4日連続で取得することとしている夏季休暇について、職員の働き方に合わせ、1日単位で申請できるように運用の見直しを検討する。	行政主体	検討	⇒					—	総務課	庶務G	
								実施		⇒	⇒	⇒	⇒				

第6次階上町行財政改革実施計画書

1 事務効率の向上 (1) 適切な組織管理

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6			
1	(1)	⑪ 新規	時差出勤拡充の検討 高齢化や女性の社会進出が進む中で、介護や育児に直面する職員が男女を問わず増えていくと予想される。	介護や育児等、職員の事情に合わせた働き方ができるよう時差出勤の拡充を検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒				—	総務課	庶務G
						実施			⇒	⇒	⇒			
1	(1)	⑫ 新規	ハラスメント対策 地方公共団体においては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条等に基づき、職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の措置を講じなければならないこととされている。	人事行政の公正の確保、職員の利益の保護、職員の能力の発揮及び職員が個人としての人権を相互に尊重し、快適に働ける職場環境づくりを目的として、各種ハラスメントに対する防止対策を図る。	行政 主体	検討	⇒					—	総務課	庶務G
						実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
1	(1)	⑬ 新規	庁内職場環境の改善 庁内の職場環境については、冷房がない、エレベーターがない、収納スペースが少ないなど、健康及び作業の両面から、必ずしも快適とは言えない状況となっている。	庁舎内の環境改善を図るため、庁舎の冷暖房対策、エレベーターの設置、庁舎2階及び3階の収納スペース確保等を検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総務課	庶務G
1	(1)	⑭ 新規	階上町附属機関に関する条例の改正	第5次階上町行財政改革において、各附属機関の委員定数の見直し及び適正化を図っている。	行政 主体	検討	⇒					—	総務課	行政防災G
						実施	⇒							
1	(1)	⑮ 継続	階上町スポーツ賞表彰審議会と階上町文化賞表彰審議会の統合の検討	現在、スポーツ賞は5名、文化賞は7名の委員で構成し、毎年9月下旬から10月上旬にかけて審議会を開催している。統合した場合、審議件数が増えるなどにより、審議のためのスポーツ及び文化の知識・経験を有する委員の選定が難しい。	行政 主体	検討	⇒					—	教育課	社会教育G
						実施		⇒						

第6次階上町行財政改革実施計画書

1 事務効率の向上 (1) 適切な組織管理

整理番号			新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G
大	中	小						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6			
1	(1)	⑯	継続	階上町教育支援委員会の委員定数削減の検討	階上町教育支援委員会は、階上町附属機関に関する条例で定める機関であり、その役割は障がいのある児童生徒の就学に係る支援について調査審議を行う機関である。委員定数は30人以内としているが、構成人数が他の附属機関よりも多く、見直しできるか検討してきたが、調査審議件数の増加とともに、削減ができない状況にある。	小学校の統合が予定されていることから、学校数の減少に伴い構成している学校関係者の人数も減少することが予見されるため、引き続き検討を行う。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	教育課	学校教育G

第6次階上町行財政改革実施計画書

1 事務効率の向上 (2) 事務改善の推進

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
1	(2)	① 継続	行政不服審査法の全部改正への対応	関係図書や研修会等の参加により、情報収集を行っているが、審理手続の体制の整備確立までには至っていない。	新たな行政不服審査法に伴う審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入、審査請求の一元化等による、適切な対応を図る。	行政 主体	検討	⇒					—	総務課	行政防災G
							実施		⇒	⇒	⇒	⇒			
1	(2)	② 新規	定型業務の効率化・省力化	労働力の供給制約が予想される中、住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が職員でなければならない業務に注力できる環境を作る必要がある。	定型業務の効率化及び省力化を図るため、定型業務のマニュアル化を進め、AI、RPA等の活用を検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総務課	行政防災G
1	(2)	③ 新規	デュアルモニタ導入の検討	インターネットや情報システムからの引用等について、紙に印刷又はPCの画面を切り替えて行うなど、ノートパソコンは携帯機能が高い反面、事務作業領域が小さく、費用及び作業ともに不効率となっている。	事務効率の向上及びプリンタによる印刷費の抑制を図るため、職員全員にデュアルモニタ用サブディスプレイの配備を検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総務課	行政防災G
1	(2)	④ 新規	無線LAN導入の検討	現在は有線により庁内LANを構築しているが、異動時における配線の見直しや端末を使用する会議等での配線設置など、業務端末にノートパソコンを使用しているにも関わらず、そのメリットを生かしていない。	事務効率及び打合せや会議等の能率の向上を図るため、無線LANの導入を検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総務課	行政防災G
1	(2)	⑤ 新規	選挙期日前投票所の効果検証	平成28年度(2016年度)から期日前投票を役場と石鉢ふれあい交流館で行っているが、投票率が伸び悩んでいるため、その効果を検証する必要がある。	これまでの執行された選挙における費用対効果を検証し、期日前投票所のあり方を再度検討する。	行政 主体	検討	⇒					—	総務課	行政防災G
							実施		⇒	⇒	⇒	⇒			

第6次階上町行財政改革実施計画書

1 事務効率の向上 (2) 事務改善の推進

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
1	(2)	⑥ 新規	引継書データファイル保存方法等の検討	引継書については、職員服務規程に基づき作成し、所属長へ提出することとされているが、引継内容は所属長及び担当者間でしか共有されず、課内における情報共有がなされていない。また、引継書の内容や情報量は作成者によりバラつきがあるため、後任者の業務進行を支えるものとなっていない。	職員服務規程に基づく引継書について、課内職員間の情報共有化と引継書作成に係る作業の省力化、効率化等を図るよう引継書データファイルの保存方法等を検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒				—	総務課	庶務G
						実施			⇒	⇒	⇒				
1	(2)	⑦ 新規	インターネット端末増設等の検討	事務用のパソコンは、LGWAN経由でセキュリティ向上のためセキュアサービスにより、インターネットのアドレスやファイルの取得等を行っている。国や県の文書は印刷されずにホームページからダウンロードすることとなっており、セキュアサービスを活用しての事務は時間がかかり効率性の向上につながらない。	インターネットや外部機器からの資料取得の効率化を図るため、情報セキュリティポリシーを踏まえた上で、各課インターネット端末の増設又は現在活用しているセキュアサービス運用の見直しを検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総務課	行政防災G
						実施									
1	(2)	⑧ 継続	最低制限価格見直しの検討	工事の手抜き等による品質の低下や、建設業者の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の原因となるダンピング受注を防止するため最低制限価格制度を導入しているが、その算定基準については社会情勢を踏まえ適正に設定されるべきものであるため、常に更新していく必要がある。	国の基準である中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準じて、必要に応じて見直しを検討、実施する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	政策推進G
						実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒				
1	(2)	⑨ 新規	入札事務の見直し	工事担当者が設計者作成の上、入札執行に係る日程調整等行っており、その日程を受け、他の工事設計を準備する状況となっている。また、入札制度に不慣れな担当課においては、執行にあたり不安な状態となっている。	入札に係る準備・執行から契約までの担当部局の一元化や電子入札の導入による効率化など、町の入札事務の見直しを検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総合政策課	政策推進G
						協議				⇒	⇒				
1	(2)	⑩ 継続	個人住民税の特別徴収義務者指定の拡大	特別徴収義務者・従業員とともに拡大しているが、引き続き更なる拡大を目指していく必要がある。	特別徴収推進対策に基づき、広報紙、ホームページ等への掲載、対象事業者の洗い出しと積極的な交渉により、新規事業者の拡大を図る。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	税務課	賦課G
						実施									

第6次階上町行財政改革実施計画書

1 事務効率の向上 (2) 事務改善の推進

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
1	(2)	⑪ 新規	賦課業務のマニュアルの作成	個々の業務が複雑化しており、見えない業務が多く、相互協力・理解が難しい現状である。	各業務のマニュアルを作成し、仕事の見える化を高め、事務の効率化・均一化を図る。	行政 主体	検討	⇒					—	税務課	賦課G
							調査	⇒	⇒						
							実施		⇒	⇒	⇒	⇒			
1	(2)	⑫ 継続	環境保全率先行動計画の推進	一事業者及び消費者として町の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、平成26年度(2014年度)に第2次環境保全率先行動計画を策定し、地球温暖化対策に取り組むとともに毎年度行動状況の点検及び評価を行っている。今後も温室効果ガス排出抑制のため町民、事業者など各主体の積極的な環境行動の実践を促すためには、町による率先行動が必要である。	令和元年度(2019年度)に改訂した第3次環境保全率先行動計画に基づき、温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて具体的な取組を実施するとともに、毎年度行動結果を評価し公表する。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	町民生活課	生活環境G
1	(2)	⑬ 新規	休日当番の検討	死亡届(火葬許可証交付)に係る休日当番を、グループ内で当番制を用いて実施している。当番は、自宅待機となり届出があれば警備員より連絡を受け出勤し対応をしているが、実質1日拘束されている状況である。	職員の負担軽減のため、近隣市町村の取組状況を確認するなど、休日当番のあり方を検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒				—	町民生活課	戸籍住民G
							実施			⇒	⇒	⇒			
1	(2)	⑭ 新規	漁港管理の適正化	町で管理している漁港の中には、漁船以外の船の係留が見受けられ、利用については主に利用している漁業生産部会の意見を尊重している。漁港の使用料について、漁業者からは、漁業振興上徴収していないが、漁業者以外についても徴収していない。漁港使用について、漁業者とトラブルは生じていないが、管理条例の運営上検討が必要である。	漁船以外の利用について、他自治体の運用等を調査し、漁港の適正な管理を行う。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒		—	建設課	土木G
							実施					⇒			
1	(2)	⑮ 継続	町道施設長寿命化の促進	道路の維持管理については、これまで事後保全で対応してきた。老朽化した道路は年々増加しており、事後保全での対応では、膨大な維持管理が必要となる時期が生じることが懸念されている。	パトロールにより道路の現状を的確に把握し、舗装補修を行う路線について年次計画を立て、予算の平準化を図るとともに、町民に安全な道路を提供する。また、穴埋め等の簡易な補修については、業者委託ではなく、職員による早期補修を行うことで、安全な道路の確保と道路維持経費の削減を図る。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	建設課	監理G

第6次階上町行財政改革実施計画書

1 事務効率の向上 (2) 事務改善の推進

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6			
1	(2)	⑯ 新規	町営住宅維持管理業務委託の見直し	町営住宅(つくしヶ丘団地・榊山団地)の修繕については、毎回、見積りを業者から徴収し、契約している。平成30年度(2018年度)の契約件数は、14件となっており、町営住宅の老朽化とともに契約件数が増加してきている。また、入居者から連絡があつてから、業者を決定し、修繕してもらうまで、期間を要し、入居者が不便を来している。	行政 主体	検討	⇒	⇒				—	建設課	監理G
						実施			⇒	⇒	⇒			
1	(2)	⑰ 新規	法定外公共物管理の事務改善	法定外公共物における赤道については、現況判断により道路として利用されていれば建設課で、利用されていないければ総合政策課で境界立合を行っており、立合申請を行う者としてはどちらの課が対応するのか分かりにくく、毎回両課で協議し、対応方法を決定している。また、状況によっては、両課で立ち合いすることもある。	行政 主体	検討	⇒	⇒				—	建設課	監理G
						実施			⇒	⇒	⇒			
1	(2)	⑱ 新規	電子申請による事務の効率化	国税電子申請・納税システムの利用について税務署より依頼がある中、本町では法定調書合計票の申請のみを実施しており、支払調書は紙ベースで郵送するか、持参することにより申請をしている。業務に係る時間の短縮を図り、事務の効率化を検討する必要がある。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	会計課	会計G
						実施								
1	(2)	⑲ 新規	ALT事業の委託	町では、国のJETプログラムを利用し、小中学校の外国語指導助手を現在2名を雇用しているが、学校教育グループで規則の整備、住居の確保、日本での居住の支援等を行っている。このJETプログラムを利用する理由としては、交付税措置がされるためであるが、海外からの住居等への対応は事務担当にかかる負担が大きい部分がある。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	教育課	学校教育G
						実施								
1	(2)	⑳ 継続	町体育協会の自立の推進	現在は、教育課が体育協会事務局を担い、各種事業を実施しているが、支部対抗競技等については、一般社団法人ライズはしかみに依頼し実施している。体育協会事務局が移管となった場合でも、人件費の計上、郡総合体育大会、県民体育大会等、町が関わる部分もあるため、それぞれの役割を検討する必要がある。	行政 主導	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	—	教育課	社会教育G	
						実施								⇒

第6次階上町行財政改革実施計画書

1 事務効率の向上 (2) 事務改善の推進

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G		
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6					
1	(2)	⑳ 新規	町民プールの開館 時間・時期の変更	老朽化や少子化などにより、近年利用者が減少しているため、経費削減の観点から現在の開館時間の見直しが必要である。	プールの終了時刻を夜1時間早めて午後8時までとし、10月末までの営業を9月末までの営業とするよう検討する。	行政 主体	検討	⇒						—	教育課	石鉢ふれあい 交流館
1	(2)	㉑ 新規	石鉢ふれあい交流館 環境整備の見直し	当初、石鉢・蒼前・野場中行政区の協力会により草刈りを行っていたが、現在は野場中行政区のみとなり、高齢化の影響もあって、ここ数年は石鉢ふれあい交流館に常駐している職員が行っていた。そのため、令和元年度に清掃業務委託の中に草刈業務を追加したが、地域の方の思ったとおりの状況に出来ていない等の苦情が寄せられる。	職員の負担軽減と合理化を図るため、他の公園管理のように、行政区（野場中行政区又は石鉢行政区）との委託契約による環境整備を検討する。	協働	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	教育課	石鉢ふれあい 交流館	
1	(2)	㉒ 新規	石鉢ふれあい交流館 及び町民プール 指定管理者制度適用の検討	石鉢ふれあい交流館及び町民プールについては、職員2人、トレーナー兼交流館受付等委託、清掃委託、プール監視等委託と施設に係る維持管理費等が高額になっている。	職員の庁舎引き上げと業務効率化を図るため、石鉢ふれあい交流館と町民プールを合わせ、一体の施設として指定管理者制度の適用を検討する。	行政 主導	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	教育課	石鉢ふれあい 交流館	

第6次階上町行財政改革実施計画書

1 事務効率の向上 (3) 情報システムの最適化

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
1	(3) ①	継続	情報セキュリティ対策の強化	平成30年(2018年)5月にIT戦略推進本部会議を開催し、町の情報セキュリティポリシーの改定を行ったところであるが、近年のICTの普及に合わせ、サイバー攻撃等による脅威も増している。	社会保障・税番号制度の導入に伴い、特定個人情報保護対策の厳格な運用を図り、またICT化された業務における個人情報等の流出を防ぐため、情報セキュリティ対策の強化を図る。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総務課	行政防災G
1	(3) ②	継続	防災情報発信の強化	防災無線の内容については、平成23年(2011年)5月に防災無線電話応答サービス、27年(2015年)8月に町ホームページへの掲載、31年(2019年)4月にほつとスルメールによる配信をそれぞれ開始し、発信の強化に努めている。	スマートフォン向け防災アプリの活用やマスメディアとの連携により、防災情報発信体制の強化を図る。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総務課	行政防災G
1	(3) ③	新規	行政情報システムの再構築	行政情報システムのカスタマイズが品質や保守性の妨げと電算事務経費の増加につながっているため、経費の削減又は抑制のためには、独自事務に起因するカスタマイズを可能な限り最小化する必要がある。	独自事務に起因するカスタマイズを可能な限り最小化し、行政情報システムネットワークの再構築により、システムの簡素化、効率化及び合理化を図る。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総務課	行政防災G
1	(3) ④	新規	滞納管理システム更新時期見直しの検討	健康福祉課と税務課が使用している介護システムの更新時期が異なっている状況である。システムの最適化及び事務経費の削減のためには、更新するタイミングを合わせる必要がある。	滞納管理システム更新のタイミングを検討し、システムの最適化及び事務経費の軽減を図る。	行政 主体	検討	⇒					—	税務課	収納G
1	(3) ⑤	新規	母子保健・子育て支援等の周知強化	母子保健事業や予防接種、児童手当・保育園等子育て支援に関する周知や手続案内は、書面の個別通知を主に行っているが、受診や提出を忘れたり、内容が複雑で分からない、問い合わせたとしても平日日中は仕事で電話や来庁は難しいといった声が聞かれている。	保護者が必要とする健診、フッ素塗布、予防接種等の各種手続やイベント等の子育て支援情報を子どもの年齢等に応じて分かりやすくきめ細かに提供することができるよう、携帯電話、スマートフォン、タブレット等で利用できるアプリの開発・運用を検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	健康福祉課	健康増進G

第6次階上町行財政改革実施計画書

1 事務効率の向上 (3) 情報システムの最適化

整理番号			新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G
大	中	小						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6			
1	(3)	⑥	新規	母子保健情報連携システム登録情報の適正化	乳幼児健康診査や妊婦健康診査等の情報について、マイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間の情報連携が開始され、健康管理システムに入力した情報が反映されることから、誤入力によるトラブル（予防接種の誤接種等）の防止策が必要となり、また健康管理システムに入力する情報が従来より増えるため、業務時間が更に増加する。	マイナポータルでの情報開示にあたり、健康管理システムに入力する時間及び作業量が増加する他、誤入力によるトラブルを防止するため、臨時職員の雇用による入力及び事務担当職員によるチェック体制の強化を図る。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	健康増進G

第6次階上町行財政改革実施計画書

2 協働のまちづくりの推進 (1) 協働の推進

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
2	(1)	① 継続	パブリックコメントの推進	階上町パブリックコメント手続規程において公表は、ホームページへの掲載、広報紙への掲載、政策等の案の担当課等での閲覧又は配布のほか、策定機関が必要と認める方法と規定している。	住民参加の機会を確保するため、周知の徹底を図り、積極的に町の重要施策や計画に住民の意見を反映させるよう、公表方法等パブリックコメントの手続の適正化とその推進を図る。	行政 主導	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	行政防災G
2	(1)	② 継続	各種審議会等における委員構成の見直し	複数の委員会などの委員を兼ねている方が多く、また若年層や女性委員の登用が進んでいない。	各分野にわたる新たな人材の発掘と、若年層、女性委員の登用を推進し、その方策を検討する。	行政 主導	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	行政防災G
2	(1)	③ 継続	消防団員の確保	町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に定める定員170人に対し、現団員数は147人となっており、定員を割り込んでいる。	町の防災力強化を図る観点から、消防団員への支援や定年の見直し等を行い、女性を含めた消防団員の確保対策に取り組む。	行政 主導	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	行政防災G
							実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
2	(1)	④ 継続	地域防災力の向上	地区自主防災組織に対し、防災士養成のための受講料補助や防災訓練に必要な助言や物資の提供を行っているが、防災士養成のための受講料補助については、令和元年度（2019年度）で終了した。	住民の防災意識の醸成とともに、地区自主防災組織への支援を行い、自主防災組織、防災士、防災リーダー等と行政が連携した地域防災力の向上を図る。	協働	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	行政防災G
2	(1)	⑤ 新規	行政委員（区長）の業務等見直しの検討	行政委員（区長）については、階上町行政委員規則第2条の規定により、町長から委嘱され、同規則第3条に規定する任務を行っているが、行政ニーズの複雑化・多様化に伴い、町から行政委員への要請、依頼、案内等が増加傾向にある。	行政委員（区長）としての活動を整理し、近隣市町村の調査を行うなど、行政委員（区長）の業務等の見直しを検討する。	行政 主導	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	行政防災G

第6次階上町行財政改革実施計画書

2 協働のまちづくりの推進 (1) 協働の推進

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
2	(1)	⑥ 新規	消防操法大会出場 枠撤廃の検討	八戸地区消防操法大会への階上町出場枠は、小型ポンプ操法、ポンプ自動車操法ともに2個分団となっているが、本町からは全国大会のある方が2チーム、ない方が1チームの出場と限定されている。	火災現場での基礎を学ぶとされている操法の練習機会を増やし、消防力の強化を図るよう、八戸地区消防操法大会への階上町出場枠制限の撤廃を検討する。	協働	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総務課	行政防災G
2	(1)	⑦ 継続	協働のまちづくり 支援事業の推進	第2次協働のまちづくり地区計画が、平成29年度（2017年度）に全地区で策定され、30年度（2018年度）から始まったところである。現行の計画期間中については、計画の確実な推進を図り、計画最終年度には、地域の現状に即して見直しを図り次期計画の策定をする必要がある。	地区計画推進交付金や協働のまちづくり支援事業補助金の活用により、平成30年度（2018年度）から令和4年（2022年度）までは現行の計画の確実な推進を図り、令和4年度に現行の計画の評価と第2次後期計画の策定を行う。	協働	検討	⇒	⇒				—	総合政策課	政策推進G
							実施			⇒	⇒	⇒			
2	(1)	⑧ 継続	大学等との連携強 化	地方創生の推進に当たっては、大学等のノウハウ活用のための連携が必要である。	八戸学院大学・短期大学、八戸工業大学、八戸水産高校と官学連携協定を締結して取り組んでいるが、今後取組を一層推進していく。	協働	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総合政策課	政策推進G
2	(1)	⑨ 継続	災害時協力井戸の 家制度の創設	第5次行財政改革実施計画において、町内の井戸水台帳の整備等を行ったが、今後、災害等で水道が使用できない場合、近隣の方へトイレや洗濯などに使用する生活用水として井戸水を提供できるか検討する必要がある。	地震等の災害時において必要となる生活用水の供給を確保するため、井戸水台帳等を基に登録要件の整備を行い、要件に合った協力者を募集し登録するなど、「災害時協力井戸の家」制度を創設する。	行政 主導	検討	⇒					—	町民生活課	生活環境G
							実施		⇒	⇒	⇒	⇒			
2	(1)	⑩ 新規	ごみの減量化及び リサイクルの推進 と適正処理	町のごみ処理基本計画は、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間を計画期間として、廃棄物の適正処理やごみの減量化に取り組むこととしている。町の1人の1日当たりのごみ排出量は、横ばい傾向であるが、今後も町民・事業者・町が協働して、ごみの減量化・資源化に取組み循環型社会の形成を推進していく必要がある。	町民や事業者に対して、ごみの減量・リサイクル行動の実践を促すため、広報紙、ホームページ等を活用し、情報提供の充実に努めるとともに、小中学生を対象としたごみ減量教室や地域住民を対象とした出前講座を実施するなど、ごみの減量化・資源化の普及啓発活動を行う。	行政 主導	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	町民生活課	生活環境G

第6次階上町行財政改革実施計画書

2 協働のまちづくりの推進 (1) 協働の推進

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
2	(1)	⑪ 継続	健康長寿のまちづくり事業の推進	平成29年(2017年)2月1日の健康宣言から、健康課題を「健康五つ星」に掲げ、健康づくりを実践する町民が増えている。この取り組みを継続し、健康長寿のまちづくりの実現のため、町民との協働による取組が必要である。	町の健康づくりは、「健康五つ星」の取組を基本とする、健診、運動、食(かるしお)、たばこ(受動喫煙防止)、歯科衛生について、計画的に楽しく継続することが大事である。今後、健康教室や健康フォーラム、GOGOGO通信事業など町民との協働による健康づくり施策をさらに進め、健康長寿のまちづくりの実現に向けて取り組む。	協働	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	健康増進G
2	(1)	⑫ 継続	特定健診の受診率・特定保健指導実施率の向上	健康推進員による受診勧奨、通年での健診受診体制、職場健診の結果受領等、受診率の向上に取り組んでいる。また、健診受診当日に、健診センターで保健指導を受けられるなど、実施率向上に取り組んでいるが、国が目指す実施率に達していない。	特定健診の受診率向上のため、健康推進員と連携し、新規対象者や未受診者への効果的な受診勧奨方法を検討する。さらに、保健指導の効果を効率よく伝え、健診当日の保健指導利用を促し、未利用者に対しては、後日の個別勧奨や集団健康教育での利用の促進方法を検討する。	協働	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	健康増進G
2	(1)	⑬ 継続	健康づくり事業の推進	平成29年(2017年)2月1日の健康宣言において、運動や食に関する健康づくり事業を展開。今後、がん、循環器疾患や糖尿病といった生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための、健康づくりの環境整備が必要である。	がんや循環器疾患、糖尿病といった生活習慣病の発症や重症化を予防するため、個別及び集団に対して、健康づくりのための健康教育の開催や個別支援の強化を図る。	協働	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	健康増進G
2	(1)	⑭ 継続	受動喫煙防止対策の強化	平成29年(2017年)2月1日の健康宣言において、三煙運動を展開。また、健康増進法が令和元年7月1日に改正され、敷地内禁煙化となった。このことから、今後、更に望まない受動喫煙を防止するための環境整備が必要である。	がんや循環器疾患といった、喫煙が原因の一つとなる生活習慣病の重症化を予防するため、受動喫煙防止対策や禁煙支援のための喫煙に関する健康教育の開催や、個別支援の強化を行う。	協働	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	健康増進G
2	(1)	⑮ 継続	敬老会開催事業	地区により参加率に差があり、公平性を欠いていたことから、補助金の積算方法を見直して実施している。また、区長の負担が大きいため、町主催での開催を望む声もあり、地区合同開催や町、社会福祉協議会との協働により負担を軽減し、高齢者に喜ばれる敬老会の開催方法について今後も検討していく必要がある。	長年にわたり地域社会に貢献された高齢者に敬意を表し、その長寿を祝福することを目的として、社会福祉協議会に補助金を交付しており、高齢者に喜ばれる敬老会の開催について、引き続き検討する。	協働	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	介護G
							実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			

第6次階上町行財政改革実施計画書

3 質が高く安定した行政サービスの提供 (1) 質の高いサービスの提供

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
3	(1)	① 継続	マイナンバー制度 活用の推進	平成28年(2016年)1月から制度が開始され、マイナポータルを活用して児童手当関係、保育関係等に係る電子申請が可能となったが、マイナンバーカードの交付率10%程度と低いこともあり、活用されていない。	society5.0の時代の必須ツールとなるマイナンバーカードの普及促進を図り、マイナンバーカード・マイナポータルを活用したオンライン行政サービスの提供を推進する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	行政防災G
							実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
3	(1)	② 継続	広報紙全戸配布の 検討	行政委員(区長)の協力により、未配布戸数を把握するため、平成30年度に広報紙配布実調査を行った。	広報はしかみの全戸配布に向けて、行政委員(区長)と協議しながら、配布方法等町の方針を決定する。	行政 主導	検討	⇒					○	総務課	行政防災G
							実施		⇒	⇒	⇒	⇒			
3	(1)	③ 継続	公共交通計画の策 定	平成29・30年度(2017・2018年度)の2年間をコミュニティバスの試行運行期間と位置づけ、同29年4月に再編を実施した。平成29年の分析結果により、平成30年度に見直しを行い、平成31年4月から新ダイヤによる運行を始めた。	小学校の統廃合や高齢者人口の増加、法改正に伴う貸切バス料金算出法の変更など、環境が変化している。このため、町の公共交通の在り方について見直しを行い、将来を見据えた公共交通計画の策定を検討する。	行政 主導	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	政策推進G
3	(1)	④ 継続	借入土地の買取検 討	買取費用が大きいため、計画的に進めなければならない。	町で借入れている土地については、将来にわたる債務となるため、地権者との協議の下に計画的な買取りを検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	総合政策課	政策推進G
							実施	⇒							
3	(1)	⑤ 継続	出前講座の充実	平成27年度(2015年度)以前は要領により運用してきた出前講座について、28年度(2016年度)に要綱の制定及びメニューの見直しを行ったが、開催件数が年々減少(28年度(2016年度)14件、29年度(2017年度)9件、30年度(2018年度)2件)している。また、庁内において要綱の内容について周知が行き届いていない。	町で実施している「出前講座」について、町民ニーズに対応したメニューとなるよう、テーマの見直しを行うとともに、庁内外に対する制度の周知を行い、講座の利用促進及び改善を図る。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	政策推進G

第6次階上町行財政改革実施計画書

3 質が高く安定した行政サービスの提供 (1) 質の高いサービスの提供

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
3	(1) ⑥	継続	他自治体交流の推進	町行政の運営推進のためには、他自治体の動向や情報を注視する視点も求められる。	階上町とゆかりの深い北海道奥尻町と、防災、産業、教育、文化等の連携を目指し、交流を推進する。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	政策推進G
3	(1) ⑦	継続	空き家等の適正管理	人口減少や高齢化の進展により、適正に管理されていない空き家等が存在し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれが危惧される。	平成30年度に策定した階上町空き家等対策計画に基づき、町内における空き家等の適切な管理を推進する。	行政 主導	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	政策推進G
3	(1) ⑧	新規	空き家バンク事業の推進	空き家の中には、利活用されないままとなっている物件が存在する。	助成制度を設けるなど、空き家バンク制度の推進により、空き家件数の減少を目指す。	行政 主導	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	政策推進G
3	(1) ⑨	継続	不燃物最終処分場の活用	不燃物最終処分場については、不法投棄分別及び一時保管施設、イベント及び町内行事等使用物品格納施設として現在活用しているが、施設の老朽化対策及び大規模災害等廃棄物ストックヤードとしての有効活用の検討が必要である。	施設の適切な維持管理を継続して行うとともに、有効活用を推進するため改修工事の必要性及び内容について検討し、必要に応じて改修を行う。	行政 主体	検討	⇒	⇒				○	町民生活課	生活環境G
							実施		⇒						
3	(1) ⑩	新規	不法投棄防止対策の強化	不法投棄監視員によるパトロール、県から借用している監視カメラの設置により不法投棄の未然防止に努めている。	不法投棄の減少を図るため、不法投棄パトロールの実施、不法投棄防止看板の設置、県貸与による監視カメラ設置、関係機関との連携等により、不法投棄をしない・させない環境整備の強化を図る。	行政 主導	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	町民生活課	生活環境G

第6次階上町行財政改革実施計画書

3 質が高く安定した行政サービスの提供 (1) 質の高いサービスの提供

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
3	(1)	⑪ 新規	窓口業務の向上及び効率化	窓口業務は、内容が多岐にわたるため多くの知識が必要とされるが、現状として各職員による知識・習得のバラつきがあり、異動時の混乱が見られる。	窓口業務の効率化・均一化を図るため、窓口業務マニュアルを作成するとともに、窓口業務サービスの迅速化、適正化を図るため、諸証明自書動交付機の導入等を検討する。	行政	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	税務課	賦課G
						主体									
3	(1)	⑫ 継続	住民票等のコンビニ交付の検討	町民サービスの向上を図るため、個人番号カードを利用した住民票等のコンビニ交付の導入について検討した。個人番号カードの普及状況をみながら、引き続き検討する必要がある。	社会保障・税番号制度の導入に合わせ、町民サービスの向上を図るため、個人番号カードを利用した住民票等のコンビニ交付の導入について、近隣市町村の状況を見ながら検討する。	行政	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	町民生活課	戸籍住民G
						主体									
3	(1)	⑬ 新規	窓口業務の向上及び効率化	町民サービスの基本である窓口サービスの向上と窓口の混雑緩和を図るため、また、業務の効率化を図るために、窓口サービスのICT化の検討を行う。	待ち時間の短縮と利便性の向上を図り、町民満足度の高い窓口業務サービスの提供に向けて、個人番号カードを利用した諸証明書自動交付機の導入等を検討する。	行政	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	町民生活課	戸籍住民G
						主体									
3	(1)	⑭ 継続	自殺に至る前のサポート体制の推進	町内における、自殺者数を減少させるため、地域における精神疾患の普及啓発や支援者の育成、地域におけるサポート体制づくりに取り組む。	当町の自殺死亡率が増加傾向にあることから、地域において心の病気に関する疾病の理解や相談技術の向上を図り、普及活動及び人材育成に努め、令和2年(2020年)2月に策定予定の「いのちを支える階上町自殺対策計画」に基づき、自殺に至る前のサポート体制を推進する。	行政	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	福祉G
						主体									
3	(1)	⑮ 継続	地域の子育て支援の推進	共働き家庭の増加や就労形態の多様化に対応し、保育施設から学童保育への切れ目のない子育て支援環境の充実を目指し、待機児童の発生を抑制する。	子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援について、更なる充実を目指す。また、引き続き親子交流の場や子育てに関する情報提供、一時預かり事業を実施する。また、学童保育事業の拡充を図り、地域の子育て支援環境の整備を推進する。	行政	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	福祉G
						主体									

第6次階上町行財政改革実施計画書

3 質が高く安定した行政サービスの提供 (1) 質の高いサービスの提供

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G		
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6					
3	(1)	⑯ 新規	就学前障害児の発達支援の無償化の推進	無償化対象児童については、児童発達支援事業所及び保育園を併用しており、両施設に利用料を支払わなければならない保護者への負担が大きい。	児童発達支援や医療型児童発達支援等のサービスを必要としている児童及び保護者に対し、面接や家庭訪問等を通して無償化について、サービス利用の推進を図るため、周知等の強化を図る。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	福祉G	
3	(1)	⑰ 新規	幼児教育・保育の無償化の推進	令和元年（2019年）10月1日より3歳から5歳までの就学前児童の施設利用について、利用者負担が無償化された。	近隣町村の状況を確認し、認可外保育施設の利用や一時預かりの利用料等、初年度は償還払いとしていた取扱いについても、代理申請や委任払の手続を進め、一時的な保護者負担も発生しないよう無償化の体制を整える。また、複雑な制度に伴う事務の効率化を図るため、利用調整が必要な幼稚園を担当する教育部局との連携や業務のシステム化を図る。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	健康福祉課	福祉G	
3	(1)	⑱ 新規	農業水産業等に係る鳥獣被害防止計画の見直し及び鳥獣被害対策実施隊の設置	平成28年度（2016年度）に鳥獣被害対策委員会を設立し、鳥獣被害防止計画を策定。計画は令和元年度（2019年度）までの計画のため、次期計画を策定する予定。また近年、タヌキやハクビシン等の被害相談が多くあり、対象鳥獣等の見直し等を関係機関と協議する。また、実際に駆除を行う鳥獣被害対策実施隊を令和元年度に設立する予定としている。	近年、鳥獣被害防止計画に掲げる対象鳥獣以外の被害が増加傾向にあることから、鳥獣被害協議会において、計画の見直しを行うとともに、鳥獣による農業水産業等に係る被害防止のため施策を総合的かつ効果的に推進するための鳥獣被害防止計画を策定する。また鳥獣被害対策実施隊の活動を補助金等活用しながら駆除活動の実施につなげる。	行政 主体	検討			⇒			—	産業振興課	農林G	
3	(1)	⑲ 新規	農業振興地域整備計画の見直し	現行の計画は現在の状況と乖離したものとなっており、整合性を図る必要があることから全体見直しを行う事業の効果は高い。	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農振計画について、農用地等の面積、農業就業人口の規模、農業生産等に関する現況及び将来等の基礎調査を行い、必要に応じて関係機関と協議をしながら見直しをする。	行政 主導	調査	⇒						○	産業振興課	農林G
3	(1)	⑳ 新規	階上アブラメブランド化事業の推進	平成6年（1994年）に町の魚として「アブラメ」を制定し、これまで資源増殖や消費拡大、また観光漁業（遊漁船）も含めた振興に努めてきた。しかしながら、生産性も認知度も低く、町の魚として制定された理由について説明できる町民は少なく、アブラメを実体験的に語る事ができる町民は一層少ない状況となっている。	平成30年（2018年）に青森県立八戸水産高等学校と官学連携協定を締結し、ブランド化に向けた研究を進める中で、商品開発や販路拡大などを展開していく。また、地域の活性化につながるよう「(仮)階上アブラメブランド化推進協議会」の立上げ、ブランド化計画の作成等、積極的な事業の展開を図る。	協働	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	産業振興課	水産G	

第6次階上町行財政改革実施計画書

3 質が高く安定した行政サービスの提供 (1) 質の高いサービスの提供

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6			
3	(1)	㉑ 新規	観光協会組織の見直し	組織の現状は、メンバーはすべて理事であり、年1回の総会に集まる程度の活動である。また事務局は、産業振興課内が担い、実質職員が企画・実行している状況であり、他の業務も山積している現状の中、観光協会事業は停滞している。	協働	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	産業振興課	商工観光G
3	(1)	㉒ 新規	おもてなし連絡協議会の充実	みちのく潮風トレイルが全線開通したことに伴い、トレイルセンターによる情報発信が充実してきている。その結果、トレイルを歩く人、特に外国人が増え、テントに泊まりながら歩く人が多くなったが、ルート内にテントを張る場所も指定されておらず、岳のキャンプ場は事前に予約が必要なことや使用料の支払いが役場までこななければならない状況である。	協働	検討	⇒					—	産業振興課	商工観光G
						実施		⇒	⇒	⇒	⇒			
2	(1)	㉓ 新規	都市計画マスタープラン等の策定	町都市計画マスタープランについては、平成9年(1997年)3月の策定から20年以上が経過し、現状と乖離している部分もあるため、見直す必要がある。	行政 主体	策定	⇒	⇒				○	建設課	下水道G
						実施			⇒	⇒	⇒			
3	(1)	㉔ 継続	議会だよりの作成	現在、議員が一般質問と質疑あれこれ、その他の部分を事務局が担当して、年間48ページで年4回発行している。議員主導の作成や紙面構成を見易く親しみやすい議会だよりにしていく必要がある。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	議会事務局	
						実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
3	(1)	㉕ 継続	議会報告会の開催	これまで、平成27年(2015年)から4回の議会報告会を開催してきたが、一部住民のみの発言となったり、参加者数が減少していることから、開催方法などの検討が必要。	行政 主導	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	議会事務局	
						実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			

第6次階上町行財政改革実施計画書

3 質が高く安定した行政サービスの提供 (1) 質の高いサービスの提供

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
3	(1)	㊸ 継続	農地利用最適化の推進	前期計画では、農地のあっせん事業と耕作放棄地の解消について、別々の取り組みとして実施してきたが、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、耕作放棄地対策と農地の利用集積事業を一体的に推進する必要がある。	耕作放棄地のみの意向調査ではなく、農家全体の耕作状況を把握し、受け手に対して適切な出し手の情報を提供する。	行政 主体	調査	⇒					—	農業委員会	
							実施		⇒	⇒	⇒	⇒			
3	(1)	㊹ 継続	問題を抱える児童生徒への支援強化	不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒又はその保護者が、問題や悩みの相談ができるように、町ではスクールソーシャルワーカーを配置し、県のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとともに、その相談や関係機関との連携を行っているが、問題等は多様化し複雑化している。	町は、専門的な相談窓口を有していないため、県での対応あるいは隣接する八戸市に対応依頼をしており、今後もその対応を継続するとともに、関係機関等との連携の充実を図る。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	教育課	学校教育G

第6次階上町行財政改革実施計画書

3 質が高く安定した行政サービスの提供 (2) 人材育成の推進

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6			
3	(2)	① 継続	効果的な職員研修の実施と職員の自己啓発の促進	職員人材育成基本方針に基づき、複雑・多様化する行政ニーズに対して、的確かつ効率的に対応できる職員を育成するため、職員研修や通信教育講座の受講、また新採用職員の農業実地研修などを実施している。	各種研修を計画的に実施するため、職員能力向上対策事業を充実させ、職位に応じた基礎的資質・能力の向上と職員の意識改革を図るとともに、職場内外の研修と併せて、通信教育等に対する支援を行い、職員の自発的な自己啓発の取組を促進する。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	庶務G
3	(2)	② 継続	職員人事評価制度の充実	平成19年度（2007年度）から実施している職員人事評価制度については、28年度（2016年度）に人事評価実施マニュアルを改定し、現在に至っている。	職員の資質・能力の向上と組織の活性化を促進し、併せて人材育成や能力開発につなげるよう、適宜人事評価実施マニュアルを見直し、人事評価制度のより一層の充実を図る。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	庶務G
3	(2)	③ 新規	職員の人材育成	平成19年（2007年）1月策定し、26年（2014年）1月に改訂を行った職員人材育成基本方針に基づき、職員の育成に取り組んでいる。	社会情勢の変化に対応し、自ら考え行動できる自律型職員を育成するため、職員人材育成基本方針に基づき職員を育成するとともに、人事評価制度を活用した職員の育成にも取り組む。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	庶務G
3	(2)	④ 新規	職場内研修（OJT）の充実	町では、平成27年2月にOJT推進マニュアルを策定し、上司や先輩職員が、部下や後輩職員を指導・育成するための職場内研修に取り組んでいる。	人材育成の中心となる職場内研修（OJT）は、日常的に職員個人の特性に応じた個別指導が可能であることから、きめ細かな職場内研修を全庁的に推進し、職員の人材育成と意識改革を図る。	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	庶務G
3	(2)	⑤ 新規	職員の情報技術知識の向上	自治体戦略2040構想では、人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方の検討が必要とされており、スマート自治体への転換、人からデジタルへの改革が求められている。	行政サービスにICTを積極的に活用するスマート自治体の転換に向けて、今後各分野においてIT（情報技術）の知識が必要となることから、職員のITリテラシー向上に取り組む。	検討	⇒					—	総務課	庶務G
						実施		⇒	⇒	⇒	⇒			

第6次階上町行財政改革実施計画書

4 財政健全性の維持 (1) 健全な財政運営

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
4	(1)	① 継続	未利用地の売却促進と資産の有効活用等	旧集会所等の未利用地は、随時刈払い等の維持管理を行っている。	未利用土地の売却促進や資産の有効活用等を内容とする管理・運営の適正化の方向性と具体的な施策について検討し、取組を推進する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	政策推進G
4	(1)	② 継続	コミュニティバス運賃の見直し	令和元年（2019年）10月から消費税が見直しとなったが、平成30年度（2018年度）に行った検討結果では、運賃の見直しを行わないこととなっている。	コミュニティバスの運行開始以降、利用者数が伸び悩んでいる一方で、消費税増税、運行基準の見直しなど、運行コストが上昇している現状を踏まえ、運賃の見直しを視野に入れた検討を行う。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	政策推進G
4	(1)	③ 継続	指定管理者評価制度の推進	産業振興課による1次評価を経て、公の施設管理運営検討委員会を開催し、2次評価を行っている。	町の観光施設である道の駅はしかみ、フォレストピア階上、わっせ交流センター、はしかみハマの駅あるでい〜ばを対象に、指定管理者評価マニュアルに基づき、適正な運用を推進する。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	政策推進G
4	(1)	④ 継続	町債残高の圧縮	町債残高は年々減少しているが、整備段階である公共下水道事業については、今後も公債費負担が増加していくため、新規事業に係る起債の発行を抑制していく必要がある。	町債の新規発行の抑制等により、将来の公債費負担の軽減を図るとともに、町債残高の圧縮に努める。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	財政G
4	(1)	⑤ 継続	地方公会計制度に基づく財務書類等の作成	平成28年度（2016年度）から導入された新地方公会計制度による財務書類の作成を毎年度行うが、作成後の財務書類を町の政策に反映させる等の活用ができていない。	地方公会計制度に基づく財務書類等の作成により、町の課題を数字で表すことによって、健全な財政を維持する。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	財政G

第6次階上町行財政改革実施計画書

4 財政健全性の維持 (1) 健全な財政運営

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6			
4	(1) ⑥	継続	財政状況の公表 町民と行政が相互に理解し合い、まちづくりを展開していくため、分かりやすい町の財政状況の公表に努める必要がある。	3月末及び9月末現在の執行状況、当初予算及び決算状況、財政状況資料集、健全化判断比率及び財務諸表について、広報紙及びホームページで公表する。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	財政G
4	(1) ⑦	継続	計画的な公共施設 長寿命化対策等の 実施 公共施設の老朽化や人口減少により施設利用需要が変化していくことが予想されるため、町が保有する公共施設の現状を把握し、施設の適正配置方針や長寿命化対策を計画的に実施していく必要がある。	公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、計画的な管理と更新・統廃合・長寿命化等の対策を推進し、将来的な維持管理経費の軽減・標準化を図る。	行政 主導	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	財政G
4	(1) ⑧	新規	委託業務の見直し 納入通知書や封筒等の印刷物は、コンビニ収納導入によりシステム業者に委託する予定である。今後は、システムの規格・仕様が決定されるため、直接入札できるよう検討する。	納入通知書や封筒等の印刷物については、システムの規格・仕様に対応可能な業者選定による入札制度を実施し、委託料の軽減を図る。	行政 主体	検討	⇒					—	税務課	収納G
						実施		⇒	⇒	⇒	⇒			
4	(1) ⑨	新規	効率的な資金の運用 決算後の余剰金を基金として銀行等へ預金しているが、低金利により運用益も見込めない状況となっている。今後安全かつ確実、有効な運用を検討する必要がある。	資金の運用については、安全性の確保を最優先した上で、中長期の財政計画に基づいた効率的な運用を検討・実施し、収入の増加を図る。	行政 主体	検討	⇒	⇒				—	会計課	会計G
						調査			⇒	⇒				
						実施					⇒			
4	(1) ⑩	新規	はしかみハマの駅 あるでい〜ば指定 管理委託料の見直 し 平成30年（2018年）5月にオープンした町の施設「はしかみハマの駅あるでい〜ば」は、指定管理者制度を適用させ、平成30年度から令和2年度（2020年度）の3年間「一般財団法人はしかみふるさとラボ」と契約を締結し、管理運営している。施設の運営については、業務の効率化、経営の健全化に努めているが、高額な指定管理委託料が町の財政に大きな負担となっている。	指定管理期間の第1期目となる平成30年度から令和2年度までの3年間で終了した後、第2期目となる令和3年度（2021年度）から7年度（2025年度）までの5年間の指定管理委託料について見直しを行い、町の財政負担の軽減を図る。	行政 主体	検討	⇒					—	産業振興課	水産G
						調査	⇒							
						実施		⇒	⇒	⇒	⇒			

第6次階上町行政改革実施計画書

4 財政健全性の維持 (1) 健全な財政運営

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
4	(1)	⑪ 継続	道仏中学校プール 廃止・敷地の別途 利用の検討	学校におけるプールの授業は町民プールを利用して実施しており、道仏中学校にあるプールは活用していない状況にある。プールを実際に使用していない状況から施設管理の面を考慮すると廃止して、跡地の活用について検討する必要がある。	道仏中学校のプールは使用していないため、廃止方法（撤去あるいは埋立）を検討し、跡地を学校施設あるいは普通財産として利用するかどうか検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	教育課	学校教育G
4	(1)	⑫ 継続	小学校再編の取組 推進	平成22年（2010年）3月に登切小学校、23年（2011年）3月に金山沢小学校、29年（2017年）3月に田代小中学校（組合立）が閉校となり、令和3年（2021年）3月には、大蛇小学校と小舟渡小学校が閉校予定と、令和3年4月には小学校が4校となる予定である。階上小学校については、以前統合の検討をしたものの統合に至らなかった。	児童の推移と学校運営の流れ、地域の意向を確認しながら、階上小学校の統合について検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	教育課	学校教育G
4	(1)	⑬ 新規	学校施設のLED 化の検討	学校の校舎及び屋内運動場の照明器具は、経年による器具の不具合や屋内運動場の電球の生産中止の発表などで、対応が必要である。	学校施設の照明について、電気料及び維持管理の軽減を図るため、計画的に蛍光灯からLED照明灯交換の検討を行う。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	教育課	学校教育G
4	(1)	⑭ 新規	中学校再編の検討	階上中学校及び道仏中学校の2校を設置しているが、令和元年5月1日現在で階上中が237名（11学級うち特別支援学級4学級）、道仏中学校が65名（4学級うち特別支援学級1学級）となっており、人数で4倍程度の比率差がある。今後の少子化の傾向を鑑みると、中学校の再編を検討する必要がある。	平成19年度（2007年度）に策定した「階上町の学校適正規模及び適正配置の考え方」では、中学校は6学級から12学級での編成が望ましいとされており、これを基本として「学校再編計画」を検討する。	行政 主体	検討					⇒	—	教育課	学校教育G
4	(1)	⑮ 新規	町内駅伝競走大会 の方向性の検討	町内駅伝競走大会の開催趣旨は、町民相互の親善、運動の振興が目的でこれまで32回開催してきた町の行事ではある。しかし近年は、体協支部における人口の差が大きくなり、支部での対抗が困難になっている。	町内駅伝競走大会については、町からの提案だけではなく、人口の少ない支部からの意見としても既に出ていることから、体育協会内での意見を集約し、今後の方向性を決定する。	行政 主導	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	教育課	社会教育G

第6次階上町行財政改革実施計画書

4 財政健全性の維持 (1) 健全な財政運営

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
4	(1) ⑯	新規	町民大運動会の方向性の検討	町民大運動会の開催趣旨は、生涯スポーツの振興、健康増進、親睦等を醸成することが目的でこれまで54回開催してきた町の行事ではある。しかし近年は、体協支部における人口の差が大きくなり、支部での対抗が困難になっている。	町民大運動会については、町からの提案だけではなく、人口の少ない支部からの意見としても既に出ていることから、体育協会内での意見を集約し、今後の方向性を決定する。	行政 主導	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	教育課	社会教育G
4	(1) ⑰	新規	石鉢ふれあい交流館・町民プールのLED化の検討	石鉢ふれあい交流館の照明器具は一部省エネ照明灯(E-COOL)になっているが、その他は蛍光灯で、町民プールの照明器具も蛍光灯となっている。また、交流館のホール及びプールは水銀灯となっており、一部メーカーでは、令和2年(2020年)6月で生産終了となっている。	石鉢ふれあい交流館・町民プールについて、電気料及び維持管理の軽減を図るため、計画的に蛍光灯からLED照明灯交換の検討を行う。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	教育課	石鉢ふれあい 交流館

第6次階上町行財政改革実施計画書

4 財政健全性の維持 (2) 自主財源の確保

整理番号	新規・継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施形態	取組工程(計画)						新たに必要となる経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
4	(2)	① 継続	広告による収入の確保	ホームページ及び広報はしをかみを活用して、バナー広告、広報紙掲載広告の募集を行っている。	各課が行う事業者向けの通知に合わせてバナー広告及び広報紙掲載広告による有用性のPRを行い、広告収入の確保を図る。	行政主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総務課	行政防災G
4	(2)	② 新規	使用済み用紙の再使用の検討	平成29年(2017年)1月4日付け事務連絡で総務課長より通知のあった「文書作成及び廃棄事に関する処理について」にて、使用済み用紙の裏面再使用が禁止されたところであるが、この通知以降、階上町環境保全率先行動計画の検証結果でも明らかにされており、用紙の使用量が大幅に増加している。	ミスプリントによる使用済み用紙について、コスト削減の観点から再使用に係るルールを見直し、再使用を検討する。	行政主体	検討	⇒					—	総務課	行政防災G
							実施		⇒	⇒	⇒	⇒			
4	(2)	③ 継続	基金残高の維持	毎年、当初予算編成時に3億円以上の基金取り崩しを計上しており、将来行われる政策の財源として活用できる基金残高の維持、基金の活用方法についてのルール作り等が課題となっている。	総合振興計画に基づくローリングの実施、予算編成時のヒアリングの実施等により経常経費の削減等を行い、基金取り崩しの抑制に努めながら、必要に応じて基金を取り崩すなど、適切に管理する。	行政主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	財政G
4	(2)	④ 継続	税外債権管理指針の策定	税以外の債権を滞納した場合の延滞金等について、徴収規定が条例で規定されているものと規定されていないものが混在しており、債権者間の負担の公平性を欠く場合や、各債権所管課の管理手法がまちまちであって町としての統一した取り扱いがなされていない状況である。	税以外の金銭債権を対象とし、債権の区分や管理手法、時効の取扱いなど、その適正な管理に向けた指針の策定を検討する。	行政主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	財政G
4	(2)	⑤ 継続	ふるさと納税額の確保強化	近年、ふるさと納税への認知度が増す中、全国的に地方公共団体への寄附金額は増加傾向であるのに対し、町のふるさと納税額は低調で推移している。	ふるさと納税ポータルサイトの活用や返礼品の充実により積極的なPRを行い、ふるさと納税額の確保強化を図る。	行政主導	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	総合政策課	財政G

第6次階上町行政改革実施計画書

4 財政健全性の維持 (2) 自主財源の確保

整理番号	新規・継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施形態	取組工程(計画)						新たに必要となる経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
4	(2)	⑥ 継続	町税等の徴収率の向上	平成30年度(2018年度)決算での徴収率は、現年度分99.0%、滞納繰越分26.4%、合計94.9%となっており、増加傾向で県平均を上回る状況である。しかし、自主財源の確保のため、さらに徴収率を向上させるには、滞納繰越分の圧縮、現年度課税分の早期徴収が必須となる。そのためにも、期限内納付の徹底、徴収職員のスキルアップ等が必要である。	徴収職員のスキルアップのための研修等への積極的な参加や青森県滞納整理機構との連携など、町税等の徴収率向上に向けた徴収体制の強化を図るとともに、コンビニ収納や口座振替による納税の推進と納付方法の利便性の向上を図る。	行政主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	税務課	収納G
4	(2)	⑦ 継続	保育園保護者負担金徴収事務の充実・強化	令和元年(2019年)10月より幼児教育無償化が実施され、保育料徴収の対象は0~2歳児のみとなった。フルタイム勤務の場合は役場の開庁時間や銀行の営業時間内の窓口納付は休暇を取らなければならない、月1度の納付も困難であるとの相談が寄せられており、新たな滞納者の発生抑制の抑制に為にも口座振替やコンビニ収納等、納付方法の多様化について検討が必要である。	町が徴収する保育園保護者負担金については、児童手当からの納付の活用等、徴収事務の充実・強化に努め、徴収率の向上を図り、認定こども園における施設徴収分については、施設と連携し、滞納者に対する納付勧奨を行うとともに、口座振替やコンビニ収納について検討する。	行政主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	健康福祉課	福祉G
							実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
4	(2)	⑧ 継続	下水道使用料等徴収事務の充実・強化	下水道使用料及び受益者負担金の徴収率は概ね横ばいで推移してきたが、平成30年度(2018年度)は前年度比で受益者負担金のみ4%弱減少した。負担金未納者については町税滞納者であったり、負担金制度そのものに理解が得られないなど徴収が思うように進まないことがあるため慎重に進めていく必要がある。	下水道使用料については、より効果的かつ効率的な徴収事務へ向けて他自治体の取組等情報収集を行い、徴収事務の充実・強化に努め、徴収率の向上を図る。	行政主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	建設課	下水道G

第6次階上町行財政改革実施計画書

4 財政健全性の維持 (3) 特別会計の健全運営

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G	
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6				
4	(3) ①	新規	国民健康保険特別会計の健全運営	平成20年度(2008年度)の医療制度改革(後期高齢者医療制度の導入)や28年度(2016年度)の社会保険適用拡大により、被保険者数が減少し、保険給付費も減少しているものの、1人当たり医療費は上昇している。また、被保険者数減により国税収も減少しているが、一般会計からの法定外繰入は27年度(2015年度)を最後に実施しておらず、国民健康保険特別会計の収入により制度を運営している。	国保税収納率向上による自主財源の確保、特定健診未受診者への勧奨や特定保健指導及び健康づくり事業(三種の神器教室)の充実により、保険給付費の適正化に努め、持続可能な国民健康保険制度の構築を図る。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	健康増進G
4	(3) ②	新規	後期高齢者医療特別会計の健全運営	後期高齢者の医療費は、公費約5割、現役世代からの支援金4割、高齢世代からの保険料負担約1割によって賄われている。高齢化等により医療費が増大する中、後期高齢者医療制度を将来にわたり安定的に運営していくために、医療費の伸びの適正化を図る。	高齢者においては生活習慣病の発症予防よりも重症化を予防する取組が重要であり、①国保データベースシステムを活用し健康状態が不明な高齢者に対して相談・指導を行う②介護予防の通いの場を活用し、受診勧奨・保健指導を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取組む。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	健康増進G
4	(3) ③	継続	介護保険特別会計の健全運営	専門職、事務職ともに他市町村に比べ少ないことから、十分な取組ができていないとは言えないが、給付費は近年横ばいで推移しており、制度の健全運営ができていない。	主要5事業(①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修点検 ④福祉用具購入・貸与調査 ⑤介護給付費通知)に取り組むことで、介護給付費の効率化と抑制に努め、持続可能な介護保険制度の構築を図る。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	介護G
4	(3) ④	新規	高齢者サポートセンター設置事業の推進	独居、高齢者夫婦が年々増えるとともに、子供がいないケースや親族が遠方にいるケースが増えてきている。支援を必要とする高齢者に対し、生活介護支援サポーター(有償ボランティア)によるサービスが必要となっている。	見心園在宅介護支援センターに運営を委託しているため、生活介護支援サポーターは有償ボランティアとして、直接利用者から謝金を受け取る形となっていることから、支援が必要な高齢者の把握方法とその支援内容を検討する。	町民 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	介護G
4	(3) ⑤	新規	高齢者通いの場支援事業の推進	地域支援事業実施要綱の規定の中で「通いの場」は週1回以上の開催を基本としている。町内で行われるほのぼの交流会等は対象とならず、介護予防を効果的かつ効率的に行っていくため、専門職と連携しながら週1回以上開催できる場所や団体をさらに増設していく必要がある。	高齢者の社会的孤立の解消、心身の健康保持を目的に、集会所等の身近な場所で主体的・継続的に介護予防活動を実施する団体に対して、活動費の補助や支援を行う。	町民 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	健康福祉課	介護G

第6次階上町行財政改革実施計画書

4 財政健全性の維持 (3) 特別会計の健全運営

整理番号	新規 継続	実施項目	現状・問題点	取組内容	実施 形態	取組工程 (計画)						新たに 必要と なる 経費	担当課	担当G
						取組項目	R2	R3	R4	R5	R6			
4	(3)	⑥ 継続	公共下水道への接続の推進 平成30年度(2018年度)末時点で下水道普及人口3,196人に対し、接続人口が1,901人と接続率は59.5%となっている。毎年数十件の接続があるが、40%程が未接続となっていることから今後も普及推進に向け検討していく必要がある。	下水道接続相談会や広報等により、認可区域内の居住者への事業制度や改造資金等の周知を行い、公共下水道への接続を推進する。	行政 主体	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	—	建設課	下水道G
4	(3)	⑦ 新規	公営企業会計移行の検討(公共下水道事業特別会計・漁業集落排水事業特別会計) 平成31年(2019年)1月に総務省より発出された「公営企業会計の適用の更なる推進ロードマップ」では、人口3万人未満の自治体においても、平成31年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)を「拡大集中取組期間」とし、令和6年度(2024年度)予算から公営企業会計とするよう要請されている。	公共下水道事業及び漁業集落排水事業における公営企業法適用については、社会資本整備交付金の需給要件とすることが確実視されており、また地方公営企業の経営の質と効率性を向上させることが期待されていることから、その適用を検討する。	行政 主体	検討	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○	建設課	下水道G

